



平成14年5月27日

各 位

会 社 名 スズデン株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 鈴木 敏雄  
(登録銘柄 コード番号 7480)  
問い合わせ先 取締役総務部長 鈴木 茂  
T E L 03-5689-8001

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ  
(商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権の無償発行)

当社は本日開催の当社取締役会において、平成14年6月27日開催予定の当社第50回定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

・新株予約権の要領

1. 新株予約権割当の対象者

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員

2. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

3. 新株予約権の目的たる株式の数

合計608,000株(新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数1,000株)を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、もしくは当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

4. 発行する新株予約権の総数

合計608個を上限とする。

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 新株予約権の行使に際する払込金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会

が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない日の場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

#### 7. 新株予約権行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月30日まで

#### 8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員でなければならない。ただし、当社並びに当社子会社の取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任及び従業員の定年退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
- (4) その他権利行使に関する条件については、第50回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与（割当）契約」に定めるところによる。

#### 9. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 本新株予約権は、新株予約権者の割当を受けた者が上記8(1)に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。ただし、その場合の消却手続は、新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

#### 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第50回定時株主総会においてストックオプションを目的として新株予約権を発行する件が承認可決されることを条件とします。

以上